

避難行動要支援者名簿を整備しました

避難行動要支援者名簿とは

災害が発生した時、自ら避難することが困難で、避難に支援を必要とする人(避難行動要支援者)の情報を登録した名簿です。

名簿に登録される人

次のいずれかに該当する人。

- ①介護保険の要介護3以上
- ②身体障害者手帳1級か2級(障がいの種類が、視覚、聴覚または肢体不自由のいずれか)
- ③療育手帳A
- ④精神障害手帳1級
- ⑤その他、町長が特に必要と認める人

根拠となる条例

町は、益城町避難行動要支援者名簿に関する条例および同条例施行規則を制定し、9月15日に施行しました。

条例施行前は、避難支援等関係者[■]に名簿情報を提供する際、避難行動要支援者の同意を必要としていました。しかし、条例施行により、事前の拒否申し出がなければ名簿情報を提供できるようになりました。

■消防機関、警察、消防団、民生委員・児童委員、自治組織、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援などの実施に関わる団体等

名簿情報の提供拒否について

提供の拒否を申し出れば、申し出者の情報は避難支援等関係者に提供されません。提供の拒否を希望する人は、「益城町避難行動要支援者名簿情報提供拒否申出書」を福祉課地域福祉係へ提出してください。 ※拒否申出書は、町ホームページからダウンロードできます。



問 福祉課 地域福祉係 ☎ 234 - 6113

浄化槽の法定検査と使用の休止の届出

浄化槽管理(設置)者には、浄化槽法で次の3つが義務付けられています。

- ①**保守点検** 機器の点検・調整・修理や消毒剤の補給
- ②**清掃** 浄化槽内にたまった汚泥などの引き抜きや機器類の洗浄
- ③**法定検査** トイレの排水や生活雑排水をきれいにする浄化槽の維持管理が適切に行われ、きちんと機能しているかの確認

法定検査は、県が指定した検査機関である(公社)熊本県浄化槽協会が行います。保守点検や清掃を行っていても、次の表に従って必ず検査を受けてください。

検査名	対象	回数
7条検査(設置後の水質検査)	新たに浄化槽を設置した人	設置後3~8カ月以内に1回
11条検査(定期検査)	浄化槽を設置している人	毎年1回

使用の休止の届出

長期間使用しない浄化槽については、決められた内容の清掃を行った上で役場に届け出ることにより、浄化槽の清掃、保守点検と定期検査(11条検査)が免除されます。

ただし、使用を再開する時は、必ず役場と地域の清掃・保守点検業者に連絡してください。適切な処置を行わないまま使用すると、し尿やその他の生活雑排水が処理されないまま放流されてしまい、近隣に多大な迷惑をかけてしまうことになります。



熊本県生活排水対策
イメージキャラクター
“排水くん”

問 住民課 環境衛生係 ☎ 289 - 8077